

【サステナビリティ・ビジネスと人権】

契約条項を通じた人権 デュー・ディリジェンスの充実 ～サプライチェーンの「上流」と 「下流」における実践～



大江橋法律事務所 弁護士
石田 明子

▶ PROFILE

akiko.ishida@ohehashi.com

第1 はじめに

2022年9月、日本政府が「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(以下「政府ガイドライン」といいます。)を策定・公表したことをきっかけに、多くの日本企業で「ビジネスと人権」の取組^{注1}が広がっています。「ビジネスと人権」で求められる企業の人権尊重の取組の範囲は、自社・グループ会社のみならず、サプライチェーン上の企業にも及びます^{注2}。そのため、企業が人権尊重責任を果たすためには、自社・グループ会社における人権デュー・ディリジェンスの充実が勿論のこと、サプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスの充実が鍵となります。ここでいうサプライチェーンには、下図【サプライチェーンの一例】のとおり、自社の商品・サービスの原材料等の調達・製造等に関する「上流」と、自社の製品・サービスの販売・消費・廃棄等に関する「下流」の双方を含みます^{注3}。

本稿では、契約条項を通じたサプライチェーン上の人権デュー・ディリジェンスの充実の方法及び実務上の検討ポイントについて、サプライチェーンの「上流」と「下流」とに分けた上で解説いたします。

【サプライチェーンの一例】



第2 サプライチェーンの「上流」におけるサステナビリティ条項の導入

■ サステナビリティ条項とは

発注企業がサプライチェーンの「上流」で人権尊重責任を果たす方法としては、調達基準の作成や、取引開始前のサプライヤーのスクリーニング及び取引開始後の継続的なモニタリング等が考えられます。もっとも、これらの取組は、あくまでも発注企業のみによる取組であって、サプライヤーに対して協力義務等を負わせるものではありません。そこで、これらの発注企業による取組をより実効性あるものとする方法として、サプライヤーとの基本契約や個別契約に、以下のような条項を導入することが考えられます。このような企業の人権尊重の充実を図る契約条項は、一般に、「サステナビリティ条項」と呼ばれます^{注4}。サステナビリティ条項の条項例は、後述のとおり、複数のガイダンス等によって公表されていますが、おおむね、以下の8条項に集約されます。

注1 「ビジネスと人権」に関して企業に求められる取組の全体像については、拙稿「2023年4月実務参照資料公開『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』の解説と企業実務への影響」BUSINESS LAWYERS 2022年9月29日公開、2023年5月31日更新 (<https://www.businesslawyers.jp/articles/1221>、2023年8月25日最終閲覧)参照。

注2 企業の人権尊重責任は、サプライチェーンのみならず、その他のビジネス上の関係先(サプライチェーン上の企業以外の企業であって、自社の事業・製品・サービスと関連する他企業)にも及びますが、本稿では、サプライチェーン上の企業との契約条項を中心に扱います。

注3 政府ガイドライン1.3

注4 サステナビリティ条項のほか、CSR条項やESG条項等と呼ばれることもあります。本書では「サステナビリティ条項」と表現します。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

- ①サプライヤーに発注企業の行動規範・調達基準^{注)5}の遵守を義務付ける条項
- ②サプライヤーに人権デュー・ディリジェンスの実施を義務付ける条項
- ③サプライヤーに二次以下の取引先においても同様の条項を連鎖的に導入することを義務付ける条項
- ④サプライヤーに報告・通報義務を課す条項
- ⑤発注企業に調査権・監査権を認める条項
- ⑥サプライヤーによる違反があった場合、発注企業に是正措置要求権限を認める条項
- ⑦サプライヤーが是正措置要求に応じない場合、発注企業に解除を認める条項
- ⑧サプライヤーに一方的な責任転嫁が生じないようにするための条項

2 サステナビリティ条項のドラフティングのポイント

(1) 具体的な条項例を提供するガイダンス等

具体的な条項例に言及するものとしては、例えば、日本弁護士連合会「人権デュー・ディリジェンスのためのガイダンス(手引)」(2015年1月)^{注)6}があり、条項のドラフティングの際に参考にすることができます。

また、近時、日本国内で実施される国際的なイベントでは、人権

等に配慮した調達コードが定められるほか、参加企業に対してサステナビリティ条項の導入が求められたり、参加企業に利用可能なモデル条項が提示されたりするようになっており、これを参考にすることもできます。例えば、2025年に開催予定の大阪・関西万博では、同万博の「持続可能性に配慮した調達コード(第2版)」(2023年7月)^{注)7}(以下「万博調達コード」といいます。)において、サプライヤー、ライセンサー及びパビリオン運営主体等は、万博調達コードを遵守した調達物品等の製造・流通等が行われるように、サプライチェーンに対して万博調達コード又はこれと同様の調達方針等の遵守を求めた上で、サプライチェーンに対する調査や働きかけを可能な限り行うべきであるとされています^{注)8}。その上で、サプライヤー、ライセンサー及びパビリオン運営主体等は、自社のサプライチェーンとの間の契約において、サプライチェーンに対する調査・働きかけやコミュニケーションを確実にするために必要な内容を仕様書等に記載しなければならないこととされています^{注)9}。過去には、東京五輪において、サプライヤー等がサプライチェーンとの間で結ぶ取引契約に導入できるモデル条項が示されており^{注)10}、今後、大阪・関西万博でも同様のモデル条項が策定・公開されるか注目されます。

さらに、米国法曹協会(ABA)のビジネスローセクションのワーキンググループは、国際的なサプライチェーンにおける労働者の人権擁護を目的として、「Model Contract Clauses Version 2.0」(2021)^{注)11}(以下「ABAモデル条項」といいます。)を公表しています。ABAモデル条項は、英語版のみで、かつ、国際売買

^{注)5} なお、ここでいう発注企業の行動規範・調達基準は、国連指導原則等の国際人権基準に則ったものとなっていることを要します。

^{注)6} 日本弁護士連合会「人権デュー・ディリジェンスのためのガイダンス(手引)」2015年1月7日
(https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2015/150107_2.html, 2023年8月25日最終閲覧)。

^{注)7} 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会「持続可能性に配慮した調達コード(第2版)」2023年7月
(<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20230731-02/>, 2023年8月25日最終閲覧)

^{注)8} 万博調達コード5(5)16頁

^{注)9} 同上

^{注)10} 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委

員会「東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード(第3版) [解説]」2019年1月
(<https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/special/docs/調達コード解説.pdf>, 2023年8月25日最終閲覧)52頁以下

^{注)11} American Bar Association, ABA Contractual Clauses Project-Working with stakeholders to ensure human rights due diligence in business contracting,
https://www.americanbar.org/groups/human_rights/business-human-rights-initiative/contractual-clauses-project/(2023年8月25日最終閲覧)よりダウンロード可能です。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターの上に依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

契約への導入を想定したものではありませんが、発注企業の責任に着目し、発注企業とサプライヤーとで人権デュー・ディリジェンスに関する負担を分担している点に特徴があります。ABAモデル条項の初版は、「表明保証+補償スキーム」(サプライヤーにおいて人権侵害がないことを表明保証し、違反があった場合にはサプライヤーが補償するというスキーム)を採用していましたが、人権尊重の達成にとって効果的でない等の指摘・反省があり、新版であるVersion 2.0では、発注企業とサプライヤーとで人権デュー・ディリジェンスに関する責任を分担する考え方が採用されました。この考え方は、日本企業がサステナビリティ条項をドラフティングする上でも参考になります。

(2)ドラフティング・レビューのポイント

実際に企業がサステナビリティ条項の導入を検討する場合、条項例をすべてのサプライヤーとの契約にそのまま導入すればよいというものではありません。想定される人権侵害リスクの内容やその強弱に応じて適宜内容をアレンジしたり、比重を置くポイントを変えたりする必要がないか検討し、自社用や各契約用にアレンジすることが重要です。また、先に挙げた各条項例は、いずれもある程度継続的な契約関係が維持される契約(典型的にはサプライヤーとの間の継続的供給契約)を念頭に置いたものであるため、対象となる契約が単発の契約である場合、どこまでサステナビリティ条項を盛り込むかは別途検討の余地があります。

また、サステナビリティ条項の導入にあたっては、ABAモデル条項のように、サプライヤーに対し一方的に責任転嫁することがないよう常に意識し、独占禁止法や下請法等の競争法上の制限に抵触しないよう留意する必要があります。例えば、発注企業がサプライヤーに対し、人権尊重に有意義であるとして認証の取得を求める場合、その取得に要する費用が高額であるにもかかわらず、それをすべてサプライヤーに負担させる場合は、下請法上の「買ったとき」に該当するおそれがあるほか、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」にも該当し得ます。この点は、発注企業とサプ

ライヤーの規模や交渉力に大きな差がある場合に特に留意が必要です。

反対に、自らが、取引先からサステナビリティ条項の導入を求められた場合には、自社に過度な負担が課せられていないかといった観点からレビューすることが重要です。また、サステナビリティ条項の導入を進めている企業は、通常、何らかの具体的な人権に関する問題意識や情報を有している場合が多いため、導入を求められた企業としては、当該取引先が有する問題意識や情報を自社に共有することを義務付ける旨の条項を契約に盛り込めないか検討・交渉することが考えられます。

第3 サプライチェーンの「下流」におけるサステナビリティ条項の導入

■「下流」における人権デュー・ディリジェンスの重要性

従来、企業の人権尊重責任は、原材料の調達過程における強制労働や児童労働といった、サプライチェーンの「上流」における問題を例に説明されることがほとんどであり、日本企業の関心や取組もこの点に集中してきました。もっとも、最近では、サプライチェーンの「下流」における人権侵害リスクの存在が注目されるようになっており、諸外国を中心に、サプライチェーンの「下流」における人権デュー・ディリジェンス(ダウンストリーム・デュー・ディリジェンス)の重要性が叫ばれています^{注)12}。サプライチェーンの「下流」で人権侵害リスクが生じる場面としては、以下の例が挙げられます。

注)12 例えば、OHCHR, Mandating Downstream Human Rights Due Diligence (September 13, 2022)
<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/business/2022-09-13/mandating-downstream-hrdd.pdf> 2023年8月25日最終閲覧。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

- 【製品等の転用】企業が、顧客に対し、製品やソフトウェアを販売又はそのライセンスを付与したところ、当該顧客又は第三者において、当該企業が予期していなかった目的や用途でそれらが転用される場合。
- 【不適切な販売方法】製薬企業が、潜在的に依存性の高い医薬品の販売促進を過剰に行う場合。
- 【不適切なマーケティング】企業が、マーケティングにおいて、人種差別的又は性差別的な表現を用いた広告を使用する場合。

製品等の転用の具体例としては、とある企業が製造販売した超音波画像診断装置が、男児誕生が特に好まれる第三国において胎児の性別判断に利用され、胎児が女兒であった場合の人工妊娠中絶につながったというケースや、とある企業が開発製造した最新技術を用いた監視システムが、第三国の強制収容所における少数民族の監視に用いられたというケースがあります。

2 サステナビリティ条項の導入による、事前の人権侵害リスクの防止・軽減

前述のとおり、企業は、サプライチェーンの「上流」における人権侵害リスクだけでなく、このような「下流」における人権侵害リスクについても取り組むことが求められています。しかし、特に製品等の転用の場合、人権侵害リスクは、大抵の場合、製品やサービスが売主やライセンサーである企業の手元を離れた後に発現します。そのような段階においては、売主やライセンサーである企業が人権侵害リスクを軽減することは困難である場合がほとんどです。そこで、製品等の転用が懸念される場合には、人権侵害リスクを事前に防止・軽減するための手段として、企業と顧客との間の販売契約やライセンス契約に以下のようなサステナビリティ条項を盛り込むことが有効となります注)13。なお、「サステナビリティ条項」の語は、主にサプライチェーンの「上流」における契約条項に

ついて議論される場で用いられますが、「下流」においても、企業の人権尊重責任の充実を図る契約条項という意味において変わりはありませんので、本稿では、同じく「サステナビリティ条項」と表現します。

- ① 売主やライセンサーである企業において、製品やソフトウェアの使用に関するポリシーがある場合には、顧客にその遵守を義務付ける条項
- ② 顧客において、製品やソフトウェアの使用用途を限定する条項
- ③ 顧客に二次以下の取引先に対しても同様の使用用途の限定条項を連鎖的に導入することを義務付ける条項
- ④ 売主やライセンサーである企業に、契約後の調査・監査権を認める条項
- ⑤ 顧客による違反があった場合、売主やライセンサーである企業に是正措置要求権限を認める条項
- ⑥ 顧客が是正措置要求に応じない場合、売主やライセンサーである企業に契約の解除及び製品等の回収を認める条項

例えば、スウェーデンに拠点を置く通信機器・サービスの提供事業者であるエリクソンは、製品等の販売契約前に当該取引に関する人権侵害リスクを評価し、ある一定のリスクが検知された場合には、製品レベルで技術的な変更を加えるほか、契約上で使用用途の制限を課すアプローチを採用しています注)14。

注)13 このように、製品等の転用の場合にサプライチェーンの「下流」に当たる取引先との契約における事前手当が有効であると述べるものとして、例えば、Global Business Initiative on Human Rights, Effective downstream human rights due diligence: Key questions for companies, 16 Question 15 (February 14, 2022), https://gbih.org/updates/Effective_downstream_HRDD_Key_questions_for_companies, 2023年8月25日最終閲覧がある。

注)14 The Danish Institute for Human Rights, DUE DILIGENCE IN THE DOWNSTREAM VALUE CHAIN – CASE STUDIES CURRENT COMPANY PRACTICE, 18 (February 20, 2023), <https://www.humanrights.dk/publications/due-diligence-downstream-value-chain-case-studies-current-company-practice>, 2023年8月25日最終閲覧。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

サプライチェーンの「上流」に関するサステナビリティ条項とは異なり、「下流」におけるサステナビリティ条項例を網羅して整理したガイダンス等は現時点で見当たりませんが、少なくとも上記①④⑤⑥の条項に関しては、「上流」に関するサステナビリティ条項の条項例を参考にしつつ、ドラフティングすることが可能です。「上流」の場合と異なり、「下流」の場合には、顧客相手の交渉となる等、自社の交渉力が限定されているケースも多くありますが、そのような場合であっても、想定される人権侵害リスクの内容や強弱等を踏まえつつ、自社が持ちうる影響力を最大限に発揮することが期待されます。なお、すべての契約に同じ条項を盛り込むことは適切ではなく、人権侵害リスクの内容や強弱等を踏まえたアレンジが重要であることは、「上流」におけるサステナビリティ条項の導入の場合と同様です。

第4 最後に

ここまで、サプライチェーンの「上流」及び「下流」におけるサステナビリティ条項の導入の意義及び留意点について解説いたしました。現在、「上流」に位置する取引先との間でのサステナビリティ条項の導入は、日本企業の間で徐々に浸透しつつあります。人権デュー・ディリジェンスでは、どうしてもサプライチェーンの「上流」が注目されがちですが、「下流」の人権デュー・ディリジェンスも重要であることに変わりはありません。本稿が契機となり、自社のビジネスモデル等に照らして「下流」でも人権侵害リスクがないか、当該リスクの防止・軽減策としてサステナビリティ条項の導入が有効でないかといった検討が進めば幸いです。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。